



平成 28 年 12 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社エイチアンドエフ
代表者名 代表取締役社長 宗田 世一
(コード番号 6163)
問合せ先責任者 取締役 総務・企画部長 伊藤 敏之
(TEL 0776-73-1260)

**日立造船株式会社による当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 12 月 20 日付「支配株主である日立造船株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、日立造船株式会社（以下「日立造船」といいます。）が平成 28 年 11 月 7 日から当社の普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である平成 28 年 12 月 27 日をもって、日立造船の所有する当社株式の議決権の当社の総株主の議決権の数に対する割合（以下「議決権割合」といいます。（注））は 97.93%（小数点以下第三位を四捨五入）となり、日立造船は当社の特別支配株主となっております。

本日、当社は、日立造船より、平成 28 年 11 月 4 日付で当社が公表いたしました「支配株主である日立造船株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けの成立により、日立造船の所有する当社の議決権の数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となったことから、当社株式（但し、日立造船が所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、最終的に当社を日立造船の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主（日立造船及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを日立造船に売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）をする旨の通知を受けました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、この結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成 29 年 1 月 29 日まで整理銘柄に指定された後、平成 29 年 1 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式が上場している東京証券取引所の開設する市場である JASDAQ（スタンダード）市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

（注）「議決権割合」は、当社が平成 28 年 11 月 11 日に提出した第 53 期第 2 四半期報告書に記載された平成 28 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（9,850,000 株）から、当社が平成 28 年 11 月 4 日に公表した「平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（268 株）を控除した株式数（9,849,732 株）に係る議決権の数（98,497 個）を分母として計算しております。以下同じとします。

1. 本株式売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	日立造船株式会社	
(2) 所 在 地	大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長兼CEO 谷所 敬	
(4) 事 業 内 容	環境装置、プラント、水処理装置、機械、プロセス機器、インフラ設備、防災システム及び精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等	
(5) 資 本 金	45,442百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和9年5月29日	
(7) 大株主及び持株比率 (注) (平成28年9月30日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8.09%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7.73%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.11%
	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	3.09%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2.25%
	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.75%
	CHASE MANHATTAN BANK GTS C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.68%
	STATE STREET BANK AND TRUS T C O M P A N Y 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1.50%
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1.39%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPR D A C I S G (F E - A C) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.26%
(8) 当社と日立造船の関係		
資 本 関 係	日立造船は、本日現在、当社の発行済株式総数(9,850,000株)の97.93%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当する9,645,596株を所有しております。	
人 的 関 係	本日現在、当社の監査役1名が日立造船の従業員を兼務しております。また、本日現在、日立造船の従業員6名が当社へ出向しております。	
取 引 関 係	当社は、日立造船に対して、製品の販売及びサービスの提供を行っております。	

関連当事者への 該当状況	日立造船は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当いたしません。
-----------------	------------------------------------

(注)「大株主及び持株比率(平成28年9月30日現在)」における持株比率の記載は、日立造船の発行済株式総数に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しております。

(2) 本株式売渡請求の日程

売渡請求日	平成28年12月27日(火曜日)
当社の取締役会決議日	平成28年12月27日(火曜日)
売買最終日(予定)	平成29年1月27日(金曜日)
上場廃止日(予定)	平成29年1月30日(月曜日)
取得日	平成29年2月2日(木曜日)

(3) 売渡対価

普通株式1株につき、2,125円

2. 本株式売渡請求の内容

当社は、日立造船より、本日付で、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

- (2) 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

日立造船は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。)として、その有する本売渡株式1株につき2,125円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が売渡株式を取得する日(以下「取得日」といいます。)

平成29年2月2日

- (5) 売渡対価の支払のための資金を確保する方法

日立造船は、本売渡対価を、同社が保有する現預金によりお支払いいたします。日立造船は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております。

(6) その他の株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について日立造船が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式売渡請求は、本意見表明プレスリリースの「3. 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の経緯として、日立造船が、当社株式（但し、日立造船が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得し、最終的に当社を日立造船の完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定に至る過程」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社を取り巻く経営環境は、自動車業界の動向に大きく影響を受けることとなります。ここ数年に亘り続いていた自動車業界の海外生産拠点に対する設備投資は一巡した感があり、今後、短期間のうちに自動車の生産台数が大幅に増加する地域も少ないことから、当面のところ自動車業界の設備投資が増加するとは考え難く、大型プレス機械等の需要も伸び悩むことが想定されます。それに加え、先進国では英国のEU離脱等、新興国では経済の先行きに不安感もあり、設備投資の見直しが始まる等、足許では不透明感が増しております。

当社の事業は大型プレス機械及びその周辺自動化装置の製造・販売並びにそれらのアフターサービス工事という単一機種の製造・販売に特化しておりますが、自動車業界の好不調の波が激しいため、需要が供給を上回るような状況においても、安易な製造能力の増強をはかることは、経営上非常に高いリスクを負うこととなり、当社の企業価値を著しく毀損する可能性がございます。このため、当社の製造能力以上の受注は断念せざるを得ない場合がございます。

一方、プレス機械は、自動車の車体のさらなる軽量化のため、より強いハイテン材やアルミ材等に対応できることはもちろん炭素繊維複合材料等の新素材にも対応できるだけの技術力を持つことが、中長期的には企業価値を維持していくためには必要となっております。当社でもこのような新たな顧客ニーズや技術革新に対応するため、様々な研究開発を行っておりますが、当社単独の人的・物的資源では、対応が限定的とならざるを得ない状況でございます。

また、アフターサービス工事の伸長をはかるためには、自動車業界がグローバルに展開しているため、当社のアフターサービス体制もグローバルで構築していくことが必要となります。しかしながら、アフターサービス体制を当社単独でグローバルに構築するには、各国の法・税務規制等に対応できる人材の雇用等、人的な面での負担が重くなってきており、現状においても中国、インドについては日立造船の拠点を活用しております。

係る状況において、当社は、日立造船の完全子会社となることにより、当社単独では対応することが難しい上記の課題に対しても、対応が容易になると考えております。

製造能力については、現状でも日立造船との間で互いの余剰な製造能力の活用は行っておりますが、その範囲は両社が上場会社であるということから限定的でした。そこで、当社が日立造船の完全子会社になることにより、日立造船とのプロダクトミックスが今以上に促進され、当社工場の操業の安定にも繋がると考えております。

研究開発については、当社単独では行うことが難しかった基礎研究分野も含めて、日立造船の技術研究所や技術部門の資源を、これまで以上に活用することが可能となります。具体的には、

自動車の生産現場向けでは世界初となる高速レーザーカット装置を含むレーザーで鋼板を高速切断するレーザーブランキングラインを顧客と共同で開発し、顧客の工場に納入いたしました。レーザー切断時における課題が残っているため、日立造船の研究開発資源を活用することで当該課題の解決をはかることができると考えております。

グローバルなアフターサービス体制の構築についても、現状よりも広く日立造船の各国における拠点・人員の活用が容易になり、構築に要する労力・負担が軽減され则认为しております。さらに、日立造船との間で人的交流を進めることで、当社の今後の発展にとって必要な人材の確保が今まで以上に容易になると考えております。

以上より、本取引により日立造船の完全子会社となり日立造船グループとの強固な連携を実現することは、当社の経営にとって必要な諸施策を実行に移すことが容易になるだけでなく、これまで上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することの難しかった、日立造船グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とし、今後の当社の発展に資するものであると考えております。

また、本公開買付価格が、(a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されている野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定結果の範囲内であること、(b) 本公開買付価格が、JASDAQ市場における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年11月2日の当社株式の普通取引終値1,410円に対して50.71%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）、同日までの過去1ヵ月間の普通取引終値の単純平均値1,415円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して50.18%、同日までの過去3ヵ月間の普通取引終値の単純平均値1,374円に対して54.66%、同日までの過去6ヵ月間の普通取引終値の単純平均値1,305円に対して62.84%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても高いプレミアムが付加されたものであると考えられること、(c) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と日立造船の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的には野村証券による当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や第三者委員会との協議等を踏まえながら、真摯且つ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して相当なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。

以上より、当社は、平成28年11月4日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしました。

その後、当社は、平成28年12月20日、日立造船より、本公開買付けの結果、当社株式9,645,596株を所有することとなった旨の報告を受けました。この結果、本日付で、日立造船は、議決権割合97.93%を所有することになり、日立造船は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、日立造船より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、係る通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、(i) 上記のとおり、当社が日立造船の子会社となり、

日立造船グループの一員として当社の企業価値の一層の向上が見込まれること、(ii) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一価格であることや、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii) 日立造船の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された同社の預金残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していること、また、日立造船によれば、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識されていないことから、日立造船による本売渡対価の支払いのための資金の準備状況及び確保手段は相当であり、本売渡対価の交付見込があると考えられること、(iv) 本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により、(本売渡対価の交付について日立造船が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益にも配慮がなされた合理的なものであると判断し、当社が日立造船の完全子会社となるための本取引を進めるべく、日立造船からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

なお、当社監査役の中村敏規氏は、日立造船の従業員であり、また、当社社外監査役である高田明夫氏は、日立造船から一部業務を受任しているため、本取引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には一切参加しておりません。

(2) 算定に関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付価格と同一価格であることから、当社は、本株式売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、JASDAQ市場に上場しておりますが、本株式売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から平成29年1月29日まで整理銘柄に指定された後、平成29年1月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式をJASDAQ市場において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、日立造船及び当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しました。

なお、日立造船としては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、日立造船及び当社において以下①乃至⑥の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 日立造船における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

日立造船は、本公開買付価格を決定するにあたり、日立造船及び当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)に対して、当社の株式価値評価分析を依頼したとのことです。なお、三

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、日立造船及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似企業比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて当社株式の株式価値分析を行い、日立造船は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成28年11月2日付で株式価値算定書（以下「日立造船株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、日立造船は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された当社株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,305円から1,415円
類似企業比較分析	1,549円から2,148円
DCF分析	1,874円から2,434円

市場株価分析では、平成28年11月2日を基準日として、JASDAQ市場における当社株式の基準日の普通取引終値1,410円、直近1ヵ月間（平成28年10月3日から平成28年11月2日まで）の普通取引終値の単純平均値1,415円、直近3ヵ月間（平成28年8月3日から平成28年11月2日まで）の普通取引終値の単純平均値1,374円及び直近6ヵ月間（平成28年5月6日から平成28年11月2日まで）の普通取引終値の単純平均値1,305円を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を1,305円から1,415円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,549円から2,148円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、平成29年3月期から平成32年3月期までの当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報、本取引の実行により得られる効果等の諸要素を考慮した平成29年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が平成33年3月期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,874円から2,434円までと分析しているとのことです（注）。なお、上記事業計画は本取引の実施を前提としたものではないとのことです。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が、DCF分析の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

（注）三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、日立造船及び当社から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び当社の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社及び日立造船による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、平成28年11月2日までの上記情報を反映したものであります。

日立造船は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した日立造船株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社及びCornwall Capital Management LPとの協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成28年11月4日、本公開買付け価格を1株当たり2,125円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり2,125円は、日立造船による本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年11月2日のJASDAQ市場における当社株式の普通取引終値1,410円に対して50.71%、過去1ヵ月間（平成28年10月3日から平成28年11月2日まで）の普通取引終値の単純平均値1,415円に対して50.18%、過去3ヵ月間（平成28年8月3日から平成28年

11月2日までの普通取引終値の単純平均値1,374円に対して54.66%、過去6ヵ月間(平成28年5月6日から平成28年11月2日まで)の普通取引終値の単純平均値1,305円に対して62.84%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社取締役会は、日立造船から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及び日立造船から独立した第三者算定機関である野村證券に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式がJASDAQ市場に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成28年11月2日に当社株式に関する本株式価値算定書を取得しております。また、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

野村證券によれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 1,303円から1,439円

類似会社比較法 1,091円から2,249円

DCF法 1,681円から3,107円

市場株価平均法では、平成28年11月1日を算定基準日として、当社株式のJASDAQ市場における基準日終値1,439円、直近5営業日の終値単純平均値1,434円、直近1ヵ月間の終値単純平均値1,415円、直近3ヵ月間の終値単純平均値1,373円及び直近6ヵ月間の終値単純平均値1,303円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、1,303円から1,439円までと算定しております。

類似会社比較法では、国内にて上場しているプレス機械事業会社のうち、アイダエンジニアリング株式会社を類似会社として選定した上、企業価値に対する償却前営業利益の倍率(以下「EBITDAマルチプル」といいます。)、企業価値に対する営業利益の倍率、時価総額に対する純利益の倍率及び時価総額に対する株主資本の倍率を用いて、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,091円から2,249円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した平成29年3月期から平成32年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が平成29年3月期第2四半期以降、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しております。割引率(株主資本コスト)は、6.5%~7.5%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、EBITDAマルチプルを1.5倍~3.5倍、永久成長率を-0.5%~0.5%として算定し、その1株当たりの株式価値の範囲は、1,681円から3,107円までと算定しております。

野村證券が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は本件の実施を前提としたものではありません。

(単位：百万円)

	平成29年3月 期 (9ヵ月)	平成30年3月期	平成31年3月 期	平成32年3月期
売上高	16,961	21,500	21,000	21,000
営業利益	1,823	2,010	1,760	1,760
EBITDA	2,361	2,671	2,413	2,405

フリー・ キャッシュ・ フロー	2, 019	1, 459	1, 293	1, 278
-----------------------	--------	--------	--------	--------

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、日立造船及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。また、北浜法律事務所は、日立造船及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、平成 28 年 9 月 26 日、当社が日立造船の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当することを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、日立造船及び当社からの独立性が高い外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公認会計士兼税理士の山崎想夫氏（株式会社 G G パートナーズ 代表取締役）、弁護士の水上洋氏（水上法律事務所）及び当社社外監査役の伊東忠昭氏（株式会社福井銀行 取締役会長）を選定しております。）を設置しております。そして、当社は、当該第三者委員会に対して、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引の条件（本取引により少数株主に交付される対価を含む。）の妥当性の観点から (d)本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しました。第三者委員会は、平成 28 年 9 月 26 日より同年 11 月 2 日まで合計 6 回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行っております。具体的には、当社の取締役から、日立造船による本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、当社の事業の状況及び今後の見通し、当社作成に係る事業計画の内容等について説明を受け、質疑応答を行っております。また、日立造船からは、本取引を提案するに至った理由及び背景、本取引によって見込まれるシナジー、本取引後に予定している日立造船グループ及び当社の事業の展開、本公開買付け価格の算定に関する見解等について説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、野村證券より当社株式の価値の算定について説明を受け、質疑応答を行うとともに、当社の取締役からは日立造船との間における協議・交渉の経緯及び内容等の報告をしております。これらの内容を踏まえ、第三者委員会は、野村證券及び北浜法律事務所と議論を重ね、本取引の目的、意思決定過程及び本取引の条件（本取引により少数株主に交付される対価を含む。）について協議・検討をしております。

第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、平成 28 年 11 月 2 日に、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

- (a) 本取引は、当社が日立造船の完全子会社となり日立造船グループとの強固な連携を実現することにより、余剰生産能力の相互活用及び最適なプロダクトミックスの実現による当社の経営の安定化、研究・開発体制の推進による技術面での連携の深化及び海外でのアフターサービス体制の強化によるソリューション事業の強化を期待するものであり、需要の変動が激しく同業者間の競争が激化している事業環境において、当社の今後数年間の業績が厳しい状況が続くと予想され、一時的な収益の悪化のリスクが存在することを踏まえると、当社の少数株主に与える不利益を回避しつつ企業価値の向上をはかる目的が認められ、本取引の目的には正当性が認められると判断しました。
- (b) 当社が野村證券を第三者算定機関に選定した経緯、独立した法律事務所からの助言に基づき日立造船と対等の立場で交渉を行っている状況、日立造船と利害関係を有しない当社の役員によって議論が行われている状況等から、本取引の交渉過程の手続の公正性を疑わせるまでの事情は存在しないと判断しました。
- (c) 本取引により少数株主に交付される対価については、野村證券による当社株式の株式価値の

算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びDCF法の算定結果の範囲内であること、支配株主による完全子会社化を企図した類似事例と対比して十分なプレミアムが付加されていること、当社株式の市場価格は純資産額と比較して相当の評価を受けていること、本取引により少数株主に交付される対価について野村証券の算定結果を参考に真摯な交渉が行われたと認められること、及び、公開買付期間等、対価以外の条件についても少数株主への配慮が認められること等から、本取引の条件の妥当性を疑わせるまでの事情は認められないと判断しました。

(d) 以上の各観点から検討した結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められると判断しました。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成 28 年 7 月中旬に日立造船からの本取引の申し入れを受け、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券を、リーガル・アドバイザーとして北浜法律事務所を選定するとともに、本取引の提案を検討するための第三者委員会を設置し、本取引に関する提案を検討するための体制を整備しました。その後、野村証券及び北浜法律事務所の助言を受けながら、日立造船との間で真摯な交渉を重ねた結果、平成 28 年 11 月 1 日に、本公開買付価格を 2,125 円とする旨の最終提案を受けるに至っております。

当社取締役会は、平成 28 年 11 月 2 日に野村証券から取得した当社株式の本株式価値算定書、北浜法律事務所から得た法的助言、平成 28 年 11 月 2 日に第三者委員会から提出を受けた答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について、慎重に協議・検討を行いました。

その上で、当社取締役会は、当社を取り巻く厳しい事業環境の中で、当社が更なる企業価値向上を実現するためには、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の施策を実施することにより、日立造船グループとの強固な連携を実現し、当社の経営にとって必要な諸施策を実行に移すことを容易にするだけでなく、上場会社としての独立性及び自主性を維持するという観点から実現することが難しい、日立造船グループとの間の経営資源及びノウハウ等の相互活用を可能とすることが必要であるとの結論に至ったことから、本公開買付けを含む本取引により日立造船の完全子会社となることが当社の企業価値の向上に資するものであると判断しました。

また、(i) 本公開買付価格が、当社が野村証券から平成 28 年 11 月 2 日に取得した本株式価値算定書における市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びDCF法の算定結果の範囲内であること、(ii) 本公開買付価格が、JASDAQ市場における、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年 11 月 2 日の当社株式の普通取引終値 1,410 円に対して 50.71%、同日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,415 円に対して 50.18%、同日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,374 円に対して 54.66%、同日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,305 円に対して 62.84%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であることを踏まえ、当社取締役会は、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断しました。

以上により、当社は平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した全ての取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明し、且つ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、また、本日開催の取締役会において、日立造船より本日受領した本株式売渡請求に係る通知を受け、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

また、上記取締役会には、当社の監査役 4 名のうち中村敏規氏及び高田明夫氏を除く 2 名が審議に参加し、その全ての監査役が、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、且つ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本株式売渡請求を承認することに異議がない旨の意見を述べております。なお、当社監査役の中村敏規氏は、日立造船の従業員であり、また、当社社外監査役である高田明夫氏は日立造船から一部業務を受任しているため、本取引に関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、上記取締役会における本取引に関する審議には一切参加していません。

⑥ 他の買付者から買付機会を確保するための措置

日立造船は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供するとともに、他の買付者による買付けの機会を確保しているとのことです。

また、日立造船は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び日立造船の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指摘への適合状況

日立造船は、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本株式売渡請求に関する承認は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 28 年 6 月 30 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、当社と親会社との間に取引等が発生する場合、取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案の上、一般取引条件と同様に決定する旨を記載しているところ、係る指針に関する本株式売渡請求の承認における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、係る対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 28 年 11 月 2 日付で、第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないことに関する答申書を入手しております。

詳細は、上記「3. 本株式売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。なお、当該答申書が、本株式売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上